令和5年12月21日以降追加となる点検項目

各別表の赤線部分が改正となりますので、適宜点検整備を行うとともに記録簿への追記をお願いします。

別表第3(事業用自動車等の定期点検基準)

点検箇所	3月ごと	12月ごと (3月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
高圧ガスを燃料と	1 導管及び継手部のガス漏れ及び損傷	ガス容器取付部の緩み及び損傷
する燃料装置等	(※)2 ガス容器及びガス容器附属品の損傷	

(※)印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限る。 (大型特殊自動車及び検査対象外軽自動車を除く。)

別表第5(自家用貨物自動車等の定期点検基準)

点検箇所	6月ごと	1 2月ごと (6月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
高圧ガスを燃料と	1 導管及び継手部のガス漏れ及び損傷	ガス容器取付部の緩み及び損傷
する燃料装置等	(※)2 ガス容器及びガス容器附属品の損傷	

(※)印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限る。 (大型特殊自動車及び検査対象外軽自動車を除く。)

別表第5の2(有償で貸し渡す自家用二輪自動車等の定期点検基準)

点検箇所	6月ごと	12月ごと(6月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
高圧ガスを燃料と	1 導管及び継手部のガス漏れ及び損傷	ガス容器取付部の緩み及び損傷
する燃料装置等	(※)2 ガス容器及びガス容器附属品の損傷	

(※)印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限る。 (検査対象外軽自動車を除く。)

別表第6(自家用乗用自動車等の定期点検基準)

点検箇所	1年ごと	2年ごと (1年ごとの点検に次の点検を加えたもの)
高圧ガスを燃料と	1 導管及び継手部のガス漏れ及び損傷	ガス容器取付部の緩み及び損傷
する燃料装置等	(※)2 ガス容器及びガス容器附属品の損傷	

(※)印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限る。

別表第7(二輪自動車の定期点検基準)

点検箇所	1年ごと	2年ごと (1年ごとの点検に次の点検を加えたもの)
高圧ガスを燃料と	1 導管及び継手部のガス漏れ及び損傷	ガス容器取付部の緩み及び損傷
する燃料装置等	(※)2 ガス容器及びガス容器附属品の損傷	

(※)印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限る。 (検査対象外軽自動車を除く。)